

島根県報

第一、三九五号

平成十四年八月二十日

(火曜日)

告

示

島根県告示第七百四十号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成三年島根県告示第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

目次

告示

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の(農業振興課)一部改正 一

農業近代化資金の利子補給率の一部改正 () 二

保安林の指定(二件) (森林整備課) 三

保安林の指定の解除(七件) () 三

指定漁船調書の縦覧 (漁業管理課) 五

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (用地対策課) 六

公告

林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録事項の(林業振興課)変更 六

林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録の失効 () 六

採石業務管理者試験の実施 (企業振興課) 七

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 八

特定調達公告

研究備品の製造に係る随意契約の相手方等 (企業振興課) 八

正誤

平成十四年七月九日付け島根県報第一、三八三号中(道路整備課) 八

平成十四年七月三十日付け島根県報第一、三八九号() 九

中

別表(第二条関係)

中山間地域活性化資金の種類		融資機関が措置要綱第三の二のイ、ウ及びオに掲げる者である場合		融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合	
		貸付期間が十三年以内の場合	貸付期間が十三年を超え十五年以内の場合	貸付期間が十三年以内の場合	貸付期間が十三年を超え十五年以内の場合
一 措置要綱第二の二の(一)の加工流通施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・二五パーセン	年一・一五パーセン	年〇・四五パーセン
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・二パーセント
二 措置要綱第二の二の(二)の保健機能増進施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・七五パーセン	年〇・六五パーセン	—
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・五パーセント	年一・四パーセント	年〇・七パーセント
三 措置要綱第二の二の(三)の生活環境施設整備資金	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・二五パーセン	年一・一五パーセン	年〇・四五パーセン
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・二パーセント
附則	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・二五パーセント	年〇・九パーセント	年〇・四五パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・二パーセント
附則	農業協同組合等に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・二五パーセント	年〇・九パーセント	年〇・四五パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・二パーセント

1 この告示は、平成十四年八月二十日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年七月五日から適用する。

2 平成十四年七月五日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱(平成二年六月七日付け二農経A第六百三十五号農林水産事務次官依命通知)第四の(三)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百四十一号

農業近代化資金の利子補給率(平成十一年島根県告示第九百十三号)の一部を次のように改正し、平成十四年七月五日から適用する。

平成十四年七月五日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和三十七年島根県規則第一号)第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

表中「年〇・六パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。

島根県告示第七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林の所在場所

八束郡八雲村大字能野一〇六〇から一〇六三まで、三八〇六、五二八九の一、五二八九の二、五二九〇の一、五二九一から五二九三まで、鹿島町大字佐陀本郷字堂山二八三三の一、字善坊二八七四の一、字小畑ヶ空二八七五の二、二八七九の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林の所在場所

美濃郡美都町大字津川イ五〇八、イ五〇八の一、イ六六〇、イ六六八、イ六六八の一、イ六六八の二、イ六六九、イ六七〇、イ六七〇の一、イ六七〇の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除に係る保安林の所在場所

江津市敬川町三〇九二の四二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

大田市三瓶町多根字天井原一・二・三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

火災の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

一（一）解除に係る保安林の所在場所

八束郡美保関町大字七類二一八五の一（次の図に示す部分に限る。）、二一八五の

二、二五九一の五（次の図に示す部分に限る。）、二六〇七の二、二六一〇の五、二

六一〇の六、二六一一の四、二六一一の五、二六一二の五、二六一三の四、二六一

七の一（次の図に示す部分に限る。）、二六一七の三、二六三〇の九、二六三四の一（次の図に示す部分に限る。）、二六三四の五、二六三四の六

（二）保安林として指定された目的

風害の防備

（三）解除の理由

道路用地とするため

二（一）解除に係る保安林の所在場所

八束郡美保関町大字片江二五三一の一、二五三二の七、二五三三の一（次の図に示す部分に限る。）、二五三三の一六、二五三三の一七、二五三四の一五、二五三四の一九

（二）保安林として指定された目的

魚つき

（三）解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

能義郡伯太町大字上十年畑七〇三の五、七〇三の六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
簸川郡大社町大字遙堰字西山一九四四の八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

道路用地とするため

島根県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町大字浦郷字タヤサキ二二の二から二二の二二まで
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
簸川郡大社町大字日御崎字這田一三七〇の二二六、一三七〇の二二八、一三七〇の一三〇から一三七〇の一三二まで、一三七〇の一四一
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第七百五十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

- 一 届出事項
1 発起人の住所及び氏名
八東郡島根町大字野波三六二一 伊達秀春
" " 大字野井三六八 金村 豊
" " 大字加賀七五一 品川定弘

島根県知事 澄田信義

2 加入区
島根町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
島根町漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

告示の日から十五日間

2 縦覧場所

島根町漁業協同組合

島根県告示第七百五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

出雲市

二 事業の種類

出雲市神西コミュニティセンター・出雲市立神西幼稚園複合施設建設事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県出雲市神西沖町地内

ロ 使用の部分

島根県出雲市神西沖町地内

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

公 告

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の規定に基づく生産事業者の登録事項を次のとおり変更したので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		事業所の名称及び所在地	
	変更前	変更後	変更前	変更後
五〇一	出雲市森林組合長 山本茂生	出雲地区森林組合 代表理事組合長 手銭長光	出雲市森林組合 出雲市上塩治九六 七一一	出雲地区森林組合 出雲市上塩治九六 七一一
一七六五	川本博 隠岐郡海士町大字 福井二三五	川本美代子 隠岐郡海士町大字 福井二三五	/	

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の規定に基づく生産事業者の登録が次のとおり失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業者の内容				事業所の所在地
		種	穂	苗	木	
五〇二	佐田町森林組合長 馬庭利夫 簀川郡佐田町大字 反辺一五八六一二	○	○	○	○	簀川郡佐田町大 字反辺一五八六 一二二
五二〇	多伎町森林組合長 藤原信一 簀川郡多伎町大字 小田四五六			○	○	簀川郡多伎町小 田四五六
五三六	大社町森林組合長 原文蔵 簀川郡大社町大字 杵築南一三九五	○	○	○	○	簀川郡大社町大 字杵築南一三九 五
五六七	平田市森林組合長 高橋清水 平田市東福町二四 八一〇	○	○	○	○	平田市東福町二 四八一〇

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成十四年八月二十日

島根県知事 澄田信義

一 試験の日時

平成十四年十月十一日（金）

午前十時から十二時まで

（受付は午前九時三十分から行い、遅刻は試験開始後三十分まで受験を認める。）

二 試験会場

大田市大田町イ二三六一四

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 三階研修室

三 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(一) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 提出書類

(一) 受験願書（所定の様式）

(二) 写真二枚、うち一枚は受験票にはること。

（手札形（縦八センチメートル×横六センチメートル）とし、受験願書提出前六月

以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(三) 受験票（所定の様式）

五 受験手数料

八千円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

六 受験願書等の請求先

島根県商工労働部企業振興課、浜田商工労働事務所、隠岐支庁土木建築局、各土木建築（土木）事務所又は社団法人島根県採石協会

七 受験願書等の提出先

〒六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地 島根県商工労働部企業振興課

八 受験願書等の受付期間

平成十四年九月二日（月）から平成十四年九月二十〇日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成十四年九月二十〇日までの消印のあるもの限り受け付ける。

九 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

十 結果発表

試験結果は、平成十四年十月二十八日(月)に郵送にて本人に通知するほか、県庁前の掲示板に合格者の受験番号を掲示する。
電話等による照会には一切応じない。

十一 その他

詳細については、島根県商工労働部企業振興課資源係(電話〇八五二二二二一五二九四)に照会すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。
平成十四年八月二十日

一 開発区域

島根県知事 澄田信義
八束郡東出雲町大字揖屋町字藤木六六五番一四 外五筆
面積 一九九七・〇〇平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市西久保一丁目二十五の八
株式会社 すかいらくく 代表取締役 伊東康孝

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成14年 8月20日

1 物品等の名称及び数量

島根県知事 澄田信義

(1) 複合コーティング装置の製造 一式

(2) S i C材料製造装置の製造 一式

(3) 多室型プラズマ熱処理装置の製造 一式

2 手契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県商工労働部企業振興課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

(1) 平成14年 6月21日

(2) 平成14年 6月24日

(3) 平成14年 6月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 株式会社神戸製鋼所機械カンパニー 東京都品川区北品川5丁目9-12

(2) 竹内電機株式会社 兵庫県尼崎市次屋3丁目6-15

(3) 山陰酸素・中日本戸特別共同企業体 鳥取県米子市旗ヶ崎2201番地1

5 随意契約に係る契約金額

(1) 143,965,500円

(2) 43,050,000円

(3) 278,030,550円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

正

監

平成十四年七月九日付け島根県報第一三三三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成十四年七月三十日付け島根県報第一、三八九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	簡 所	誤	正
七	島根県告示第六百四十四号の表中の路線名	松江金城線	桜江金城線

ページ	簡 所	誤	正
十	島根県告示第六百九十三号の表中の浜田八重可部線(延長二三〇・〇〇メートル)の供用開始年月日	〃	平成十四年十月十三日
〃	島根県告示第六百九十三号の表中の浜田八重可部線(延長九二五・〇〇メートル)の供用開始年月日	〃	平成十四年七月三十日

平成十四年八月二十日印刷
平成十四年八月二十日発行

発行者 島根県

発行所 松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）